



Building a better
working world

2019年5月
タックスアドバイザリー
サービス

タックス アップデート

2019年5月のタックスアップデートで扱う論点は下記の通りです。

- ▶ **2018年度ベトナムビジネスフォーラム（VBF）**において出された、貸付利子の制限と価格移転に関する建議に対する税務総局の回答について
- ▶ ベトナムとカンボジア間の税務協定についての通知
- ▶ 電子インボイスの内容と発行時期についてのガイドラインについて
- ▶ **2015年1月1日より以前に実施された一部プロジェクトが、税制優遇対象の継続が適用されない件について**
- ▶ **2019年7月1日からの最低基本賃金の上昇について**
- ▶ **自社スタッフに対して発行したクーポン・バウチャーの個人所得税取り扱いについて**

2019年4月12日に税務総局から出されたオフィシャルレター1375/TCT-DNL (CV 1375)では、2018年度のVBFにおいて企業から出された建議について回答をしています。

CV1375の中で、税務総局は下記の各種問題に対して回答をしています。

(i) 利子の損金算入制限金額について

- ▶ 損金不算入となった利子費用の繰延又は繰り戻しに関する取扱いについて：この問題についての見解を提示する際に、税務総局はまずOECD/G20のBEPS行動4における159-161段を参照した。当パラグラフにおいては、損金算入限度を超えて損金不算入とされた支払利子について、それらが税源浸食や利益移転を目的として発生したものでは無い場合（例えば記帳時期のズレによって発生した超過額で、将来期間に解消されるもの等）は繰延又は繰り戻しが許容されるべきと記載されている。一方で、税務総局の見解では、ベストプラクティスは損金不算入となった支払利子を前年度へ繰戻又は翌年度へ繰越する事について、各国の判断に委ねるものとしている。
- ▶ 「グループ比率」について：OECDでは各企業がより多く利子を損金算入できるように、固定比率とグループ比率とを組み合わせて使用するように勧告しているのに対し、ベストプラクティスによると、多くの国では未だにひとつの固定率を適用しているケースが多い。固定比率とグループ比率は、OECD/G20のBEPS行動レポートで使用する専門用語で、損金算入不可能な利子の処理に使用される各種方式である。
- ▶ 新規設立直後、或いは収益が上がった直後の各社への特別ルールについての建議：新規設立企業が、設立直後は利益がない状態にもかかわらず、発生した利子を税額控除できないことへの懸念について、税務総局も同意をしている。しかしながら、税務総局は損金不算入となった利子は直接の納税金額に影響しないと述べた。なぜならば、利益が無い場合には利子控除が認められ、一部状況下では利子は以後数年間の利益へ平均化されるからである。

税務総局は現在研究を続けており、国際的なプラクティスにより近く、またベトナムの現状により沿う形になるよう、移転価格分野の税務政策構想を進めています。現時点では、税務総局は各企業が現行の法律やオフィシャルレターに基づいて義務を遂行するよう呼び掛けています。

(ii) 移転価格の問題

- ▶ APAの交渉においては、公開データベースを使用して、独立した比較可能な企業のベンチマーク分析を実施する必要がある。APAが承認されたら、納税者の関税と法人税（CIT）に関する支払義務を決定する目的で、税関と税務当局は同じ公開データベースを使用する必要がある。

- ▶ APAの承認プロセス：通達201の6条によると、APA書類の決定権は、財務省が交渉・締結・修正・期限・取消・廃止の承認権を持つ。現在の修正法ドラフトでは、財務省はAPA承認権を持つと具体的に規定されている。

税務総局が**2019年4月10日**に出したオフィシャルレター**1312/TCT-HTQT (CN1312)**では、ベトナムとカンボジア間の税務協定について通達されました。

CN1312によると、ベトナムとカンボジア間で発生する各種税金について、二重課税防止と脱税防止のための租税条約が、2019年2月20日から効力を持ち、2020年1月1日から施行されることとなりました。

税務総局が**2019年4月3日**に出したオフィシャルレター**1193/TCT-CS (CV 1193)**では、電子インボイスの内容と発行時期についてガイドラインが出されました。

2020年10月31日まで紙のインボイスの使用が認められていますが、期限が訪れた際に各社が電子インボイス使用に対応できるように、また、財務や会計のスタッフが電子インボイスに慣れる時間を確保できるように、一部の会社は電子インボイスアプリケーションの展開を始めました。

電子インボイスアプリケーションを展開する際の各社の疑問は、発行のタイミングと内容についてです。

2019年4月3日に、税務総局はCV1193を発行し、各企業に、電子インボイスの発行のタイミングと内容を確定するために政令**119/2018/ND-CP**の第6条、第7条を読み込むよう指示しました。しかし、同政令の中の一部の項目は財務省が発行する通達による詳細なガイドラインが必要です。このオフィシャルレターでは、税務総局は各社から通達のドラフトへの意見を求めました。

税務総局が**2019年3月18日**に出したオフィシャルレター**896/TCT-CS (CV 896)**には、**2015年1月1日**よりも前に実施された一部のプロジェクトについて、優遇を継続できないことについて書かれています。

法律**71/2014/QH13**によると、法人税法の規定に基づいて、ライセンス発行の際に法人税優遇を認められた投資プロジェクトがある企業は、法人税法が変更となり、修正された新しい規則の条件に基づいた優遇条件をその企業が引き続き満たす場合、企業は残りの期間について、ライセンス発行の際の規則に則るか、あるいは修正された新しい法律に則るかを選択することができます。

それによると、CV896では、**2015年1月1日**以前に実施された、法令**71/2014/QH13**で修正された分野についての優遇プロジェクトは継続対象に含まれないことを税務総局は案内しています。対象に含まれない各種優遇プロジェクトは、下記の通りです。

- (i) 投資推奨地での農産物生産
- (ii) 補助工業製品生産
- (iii) 最小で 12,000 ビリオンドン規模の投資
- (iv) 投資推奨地以外での栽培、飼育、生産からの収入

上記に挙げた税務総局のガイドラインは、投資保護の原則からいえば厳しくなったといえます。そのため、上記に挙げたケースに当てはまる企業は、現在適用されている各税制優遇を再度見直す必要があります。

2019 年 5 月 9 日に出された政令 38/2019/ND-CP (ND38) における、最低基本賃金に関する規定

ND38 によると、2019 年 7 月 1 日から、最低基本賃金が月 1,490,000 ドンへ上昇しました。（それ以前は月 1,390,000 ドンでした。）

給与額を元にして算出する社会保険費、健康保険費、労働組合経費は、最低基本賃金の 20 倍を最高額とするため、それらも上昇することになります。しかし、この変更は納めるべき社会保険料、健康保険料が最高額よりも多い労働者や企業にのみ影響します。

2018 年 12 月 13 日に税務局から出されたオフィシャルレター 5056/TCT-CS (CV 5056) では、社員に提供するクーポン・バウチャーへの個人所得税適用方法について示しています。

CV5056 によると、会社が従業員に対してクーポン・バウチャーを提供した場合、それらは個人所得税の確定申告時にベネフィットの対象として含める必要があります。

Contact

Please contact the below EY professionals from EY Consulting Vietnam Limited for more information on this update or the Tax & Advisory Services:

Ha Noi Office

Huong Vu Partner

huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham Partner

trang.pham@vn.ey.com

Huyen Nguyen Partner

huyen.thi.nguyen@vn.ey.com

Nhung Nguyen Associate Partner

nhung.hong.nguyen@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada Director

junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han Manager

kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King Partner

robert.m.king@vn.ey.com

Thinh Xuan Than Partner

thinh.xuan.than@vn.ey.com

Phat Tan Nguyen Partner

phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Thy Anh Huynh Partner

thy.anh.huynh@vn.ey.com

Anh Kim Ngo Partner

anh.kim.ngo@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose Partner

takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee Director

cheon.ju.lee@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2019 EY Consulting Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com